# 短期大学における保育士養成について

## ---- 基礎学力と学習意欲を中心に ----

佐藤達全\*

# On the Method of Educating Students to be Nurses at a Junior College:

Focusing on Their Basic Scholastic Attainments and Their Desire to Study

Tatsuzen Sato

#### Abstract

Junior colleges or two-year training schools have assumed most of the responsibilities to educate students who will work as nurses at nursery schools or welfare establishments for children. However, four-year system universities for nurses which were only 20 (6%) in 1991 (3<sup>rd</sup> year of Hesei) have increased in number. They are 169 (36%) in 2009 (21<sup>st</sup> year of Heisei). Moreover, both the rate of junior colleges occupying the whole has decreased and the students' desire to study has greatly lowered.

On the other hand the role which is to be requested to nursery schools is not only "nursery of children" as before but also "support of their parents when they bring up their children", and "support of bringing up children in their local area." In addition, students have to meet the need of nursing sick children or nursing long hours, etc. more annum more they have to learn.

When I observe their actual condition, I feel anxious about the question whether. I could foster my students as efficient nurses only through the education for two years. In reality they are to be qualified for nurses after two-year training owing to the present institution. Can't it be difficult to secure thoroughly the qualification of nurses written in "a guide to nursing at a nursery schools?" Therefore I consider some problems arising when educating my students to be nurses at my junior college.

**Keywords:** education for nurses, the age of all applicants being freshmen at college, aiming at four-year system university, basic scholastic attainments, desire to study

キーワード:保育士養成、大学全入時代、四年制大学志向、基礎学力、学習意欲

## 1. 保育士養成のあゆみ

保育所や児童養護施設等で児童の保育にあたる職員のことを保育士と称するが、以前は保母という名称が用いられていた。その名称が公式に登場したのは「児童福祉法施行令」(昭和23年3月)に「児童福祉施設において児童の保育に従事する女子を保母といい、下の各号の1に該当する者を以てこれに充てる。1.厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業した者、2.保母試験に合格した者」と明記されたのが最初である。また、同施行令(35条の2)には「児童福祉施設には児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる」と示されているが、それが初期の保母養成所の法的な根拠となった。

もちろん、それ以前にもこの言葉は使われている。明治9(1876)年に開設された日本で最初の幼稚園・東京女子師範学校付属幼稚園の規則である。そこには「園中ニ在ッテハ、保姆小児ノ保育ノ責ニ任ス故ニ付添人ヲ要セス」と、「保姆」の文字が見られる。

上述のように、当初は「児童の保育に従事する女子」として女子の仕事と認識されていたのであるが、その後、昭和60(1985)年に男女雇用機会均等法が制定されてからは、男性の従事者も徐々に増えていった。そのため、男性に対して「保母」というのは適切でないとの観点から「保父」という名称が用いられたこともあったが、平成10(1998)年の児童福祉法改正により、男性・女性のいずれにも相応しい名称として保育士に変更されたのである。

いずれにしても、保母という女性の専門職(当時)の養成は、児童福祉法に基づいて昭和23(1948) 年4月に始まり、東京都立高等保母学院・千葉県立高等保母学院・名古屋保育専門学院・高知県立保育専門学院の4校が設置された。この時に厚生省児童局長通知として示された教育課程は「倫理」「教育学及び教育心理学」「児童心理学及び精神衛 生学」「生理学及び保健衛生学」「栄養学」「社会事業一般」等の基礎理論と「自然研究及び社会研究」「音楽、リズム、お話」「絵画」「製作」等で保育内容は一通り網羅されていたが、その内容は主に保育所の3歳以上児を対象にしたものであり、乳児や保育所以外の児童福祉施設の保母のことはほとんど考慮されていなかった。

その後、昭和27 (1952) 年3月に保母養成所の教育課程が改正され、その内容はかなり整備された。このころから新たに指定を受ける保母養成校が増え、昭和31 (1956) 年度には36校(公立20校・私立16校)となった。その36校の保母養成所長会議が東京で開かれたときに「全国保母養成施設連絡協議会」を設立しようとの気運が高まり、総会に向けて動きだしたのである。

全国保母養成協議会発行の『保母養成資料』には、「昭和32年(2月12日)に保母養成機関の連絡組織として正式に発足した全国保母養成施設連絡協議会は発展とともに対外的活動と研究活動を強化し、組織としても任意団体から法人組織へと力強く改組して全国保母養成協議会として今日に及んでいる」と記されている。(#1)

また、発足して10年後の養成機関の状況が〈図-1〉のように示されている。(12)

設置者		国立	<u>ſ</u>	:	公立	<u>.</u>		私立	Ĺ		計	
年 度	40	41	42	40	41	42	40	41	42	40	41	42
大 学	1	1	1	0	0	0	4	7	7	5	8	8
短期大学	0	0	0	5	7	8	50	73	86	55	80	94
その他の施設	0	0	0	29	28	26	24	24	28	53	52	54
計	1	1	1	34	35	34	78	104	121	113	140	156

〈図一1〉昭和40年度~42年度の保母養成機関の状況

昭和41 (1966) 年度に保母養成機関としての指 定を受けている140校のうち、大学 4 校、短大73校、 その他の施設 5 校が文部大臣から幼稚園教員養成 課程の認定も受けている。

その10年後の昭和51 (19756) 年 4 月現在では、 40年代から50年代にかけて保育所が各地で増設さ れたこと等によって、厚生大臣(当時)の指定する保母養成機関の総数は312校(国・公立45、私立267)で、大学14(国立1、私立13)、短大188(公立13、私立175)、各種学校・施設110(公立31、私立79)ともに飛躍的に増加した。

しかし、当時は保母の法的な位置づけが不十分であったために、「資格制度研究専門委員会」によって、法的根拠の確立が求められた(同書 27ページ)のであるが、そこには次のように記されている。

保母養成機関の教育内容の充実を阻害しているものは、法的根拠が不明確なことである。児童福祉法第35条5項に「児童福祉施設には児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる」とあるのみで、今日の保育者養成機関は何の基準法にもよっていない。

この設置の根拠の薄弱なことが第一の問題として取り上げられるので、速やかに児童福祉法を改正し、保母養成施設の法的根拠を明確化すべきであって、その設置基準法案は、すでに本会から厚生省に提出ずみである。この際、保育者の養成は原則として大学で行うこととし、現在の保母養成所を正規の学校教育体系に繰り入れ、大学または短期大学に転換可能なように設置基準を整え、年次計画をもって助成振興を図られたいと厚生省に働きかけている。

その後も、保母養成校は増加し続け、平成3 (1991) 年度の保母養成校と入学定員は〈図-2〉のとおりである。

種	別	箇所数	入学定員
大	学	20	1935
短	大	221	23,930
専修	学 校	52	3,800
各種	学 校	1	50
施	設	36	1,940
言	+	330	31,655

〈図-2〉保母養成校と入学定員(平成3年4月1日現在)

## 2. 保育十養成と四年制大学

当時は四年制大学の養成校は20校であったが、 厚生省児童家庭局母子福祉課保育指導専門官の栃 尾勲は「保母養成教育課程の検討経過と今後の課 題」と題して、

今、専門家としての保育者に求められることは実に多く、とても二年間の養成では困難であると考えられますが、第一に、保育者としての基礎的、一般的な学習の上に、各自が自分の興味や関心に基づく学習により、自分の得意なこと自分の強いところを伸ばし、同時に将来の進路を考えた専門的な学習を心がけて欲しいと思います。

#### と述べた上で、

保育者の質的向上をはかろうとすれば、当然ながら現在の二年制の短期大学や保母養成専門学校の養成から四年制大学や大学院の高度な養成を考えざるを得なくなってきます。とくに、社会福祉士資格によって、社会福祉専門職が発足したことや、幼稚園教諭の養成課程が四年制大学や大学院においてなされてきたことを考えると、その早急な実現が望まれているわけです。今、多くの課題を抱え、新しい地域の社会福祉センターを志向している保育所の現場から、四年制大学卒の人材を要望しているということを強調しておきましょう。

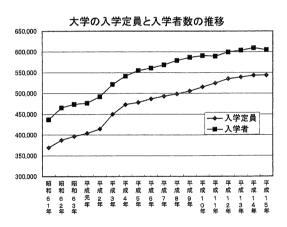
と、これからの保母養成は四年制大学が望まれる との見解を述べている。<sup>(注3)</sup>

種 別	会員校数
大 学	169
短 大	230
専 修 学 校	71
施設•専修学校	4
施 設 • 高 校	2
計	476

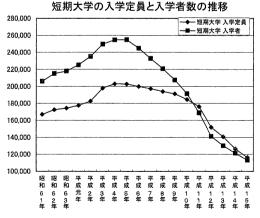
〈図一3〉平成21年度の会員校

そして、平成21(2009)年度の会員校は〈図一3〉のとおりで、四年制大学の比率が急激に増加していることがわかる。なお、476校のうちで、幼免もあわせて取得可能な学校は408校である。

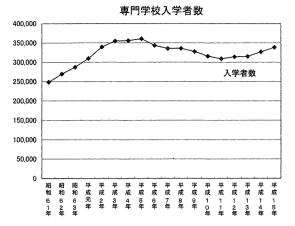
このように四年制の養成校が増加した理由としては、少子化の進行に対応するためにおそらくは経営上の観点から四年制大学に改組する短大が増えたことと、「大学全入時代」と言われる中で、高校生の四年制大学志向が進んでいるからではないだろうか。いずれにしても、平成以前の保育士養成はそのほとんどを短期大学が担っていたのであるが、〈図―4・5・6〉を見ても、その流れが大きく変化してきたことは明らかであろう。



〈図-4〉大学の入学定員と入学者数の推移 (文部科学省調べ)



〈図-5〉 短期大学の入学定員と入学者数の推移 (文部科学省調べ)



〈図ー6〉専門学校入学者数(文部科学省調べ)

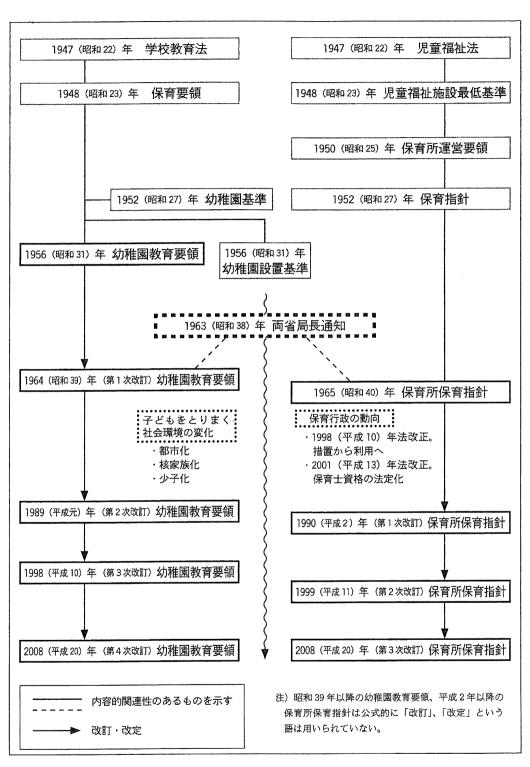
図からも明らかなように、短大の入学者数は大きく減少し続け、専門学校の入学者数の三分の一にも満たないのが現状である。

ところで、すでに触れたように、以前は女性の職場は看護・保母等に限定されていた。そのため、意欲と能力のある多くの高校生が保育系の短大を目指していた。それが、「男女雇用機会均等法」が施行されたことによって女性の職業選択の幅が広がり、それに伴って保育という仕事の位置づけが相対的に低下してきたと言えるのではないだろうか。以前には保育の仕事が「3 K」と称されて敬遠されたことさえあった。

その一方で、核家族化等の社会の変化に伴って、 子育てに不安や悩みを抱える家庭が増加している。そのため、保育所の仕事も子どもを対象にするだけでなく保護者の子育て支援が求められるとともに、乳児保育・長時間保育・休日保育・地域の子育て支援等、その範囲が広がり続けている。こうした役割を担うためには専門家としての相当な力量が求められるが、保育者を目指す短大生の学力や生活力は低下する一方である。

# 3. 保育内容の目安としての 「保育所保育指針」

ところで、保育所で行われる保育内容の基準を



〈図-7〉「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の流れ 民秋 言偏『幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷』 (萌文書林 2008年5月 5ページ)

	幼稚園教育要領		保育所保育指針	
昭和31年 制定	(教育内容の領域の区分) 健康、社会、自然、言語、音楽 リズム、絵画製作	_		
昭和39年改訂	(教育内容の領域の区分) 健康、社会、自然、言語、音楽 リズム、絵画製作	昭和40年制定	(望ましいおもな活動) 1歳3か月未満:生活・遊び 1歳3か月から2歳まで:生活・遊び 2歳:健康・社会・遊び 3歳:健康・社会・言語・遊び 4・5・6歳:健康・社会・言語・自然・音楽・造形	
平成元年改訂	(教育内容の領域の区分) 健康、人間関係、環境、言葉、 表現	平成2年改訂	(内容) 年齢区分3歳児から6歳児まで 基礎的事項・健康・人間関係・環境・言葉・表現 ※年齢区分6か月未満児から2歳児までは上記(内容)を「一括して示してある」	
平成10年 改訂	(教育内容の領域の区分) 健康、人間関係、環境、言葉、 表現	平成11年改訂	(内容) 発達過程区分3歳児から6歳児まで 基礎的事項・健康・人間関係・環境・言葉・表現 ※発達過程区分6か月未満児から2歳児までは上記 (内容)を「一括して示してある」	
平成20年 改訂	(教育内容の領域の区分) 健康、人間関係、環境、言葉、 表現	平成20年 改定	(保育の内容) 養護:生命の保持・情緒の安定 教育:健康・人間関係・環境・言葉・表現	

〈図一8〉領域の変遷

民秋 言偏『同上書 7ページ』

示したものが『保育所保育指針』であるが、これが初めて制定されたのは昭和40(1965)年で、その後、二度の改訂を経て平成20(2008)年3月に現在の指針になった。新旧を対比すると、その職務内容が以前よりはるかに広範で難しくなっていることに気づであろう。そこで、これまでの経過を見るために、民秋言氏が作成した「幼稚園教育要領と保育所保育指針の流れ」を紹介しておこう。その際、小学校入学前の保育は保育所だけでなく幼稚園も大きな役割を果たしているので、幼稚園の保育内容を示した『幼稚園教育要領』についても併記しておく〈図一7〉。

また、教育保育内容の「領域」の変遷は〈図-8〉 のとおりである。

## 4. 「保育所保育指針」に見られる 保育所の役割変化

このことに関して、『保育所保育指針』の「総則」 をとりあげてみる。

【平成2年改訂 保育所保育指針】(厚生省児童家 庭局長通知)

#### 第1章 総則

保育所は、児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉 施設である。

したがって、保育所における保育は、ここに 入所する乳幼児の福祉を積極的に増進すること にふさわしいものでなければならない。

保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の

基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところである。保育所における保育の基本は、家庭や地域社会との連携を密にして家庭養育の補完を行い、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図るところにある。

そのために、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに 保育所における保育の特性がある。

【平成11年改訂 保育所保育指針】(厚生省児童家庭局長通知)

#### 第1章 総則

保育所は、児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉 施設である。

したがって、保育所における保育は、ここに 入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福 祉を積極的に増進することに最もふさわしいも のでなければならない。

保育所は、乳幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところである。保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行い、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図るところにある。

そのために、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに 保育所における保育の特性がある。

また、子どもを取り巻く環境の変化に対応して、保育所には地域における子育で支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割も必要となってきている。

このように、保育所の役割が、入所している乳幼児の保育にとどまらず、「地域の子育て支援」にまで拡大されてきたことがわかる。さらに、平成20年の改訂では次のように変わっている。

【平成20年改訂 保育所保育指針】(厚生労働省<u>告</u>示)

#### 第1章 総則 2保育所の役割

- (1) 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- (2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- (3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援等を行う役割を担うものである。
- (4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18 条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機 能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付 けられた専門知識、技術及び判断をもって、 子どもを保護するとともに、子どもの保護者 に対する保育に関する指導を行うものであ る。(下線は筆者)

上に見たように、保育所の役割が、入所している子どもを保育するだけでなく、入所している子どもの保護者に対する子育て支援にまで拡大されてきたのである。さらに、今回の改訂では「保護者に対する支援」の内容が広がっている。

また、第6章「保護者に対する支援」では、

保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第1章(総則)に示されているように、その特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。と示した上で、

- 1 保育所における保護者に対する支援の基本
- 2 保育所に入所している子どもの保護者に対 する支援

#### として、

- (3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての 両立等を支援するため、通常の保育に加えて、 保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・ 病後児に対する保育など多様な保育を実施す る場合には、保護者の状況に配慮するととも に、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。
- (5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、 保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう 努めること。

#### を求めており、

- 3 地域における子育て支援では、
- (1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

#### として、

- ア 地域の子育ての拠点としての機能
- (ア) 子育て家庭への保育所機能の開放(施設及び設備の開放、体験保育等)
- (イ) 子育て等に関する相談や援助の実施
- (ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促

准

- (エ) 地域の子育ての支援に関する情報の提供 イ 一時保育
- (2) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。
- (3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子 どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策 地域協議会など関係機関等と連携、協力して 取り組むよう努めること。

などのような多岐にわたる対応が求められている のである。

### 5. 短大生の現状と保育士養成

このように、『保育所保育指針』には取り組むべき具体的な事柄が示されているのであるが、入所している子どもの保育だけでなく、その内容が極めて広範にわたっていることがわかる。これは、核家族化や少子化といった家庭や社会の変化に対応するためであるが、これだけ多様な役割が期待されている「専門性を有する職員」を二年間で養成することは容易ではない。

もちろん、養成校を卒業して保育士資格を取得したと言っても、それは専門家としてのスタートラインについただけであるから、『保育所保育指針』に明記されているように、その後も「研修」を継続することが求められるのは当然である(「保育所保育指針」の第5章には、「職員の資質向上」として、質の高い保育を展開するために職員が絶えず研修しなければならないことと施設長に職員の研修の機会を与えなければならないことが明記されている)。

とはいうものの、専門職として就職するからには、卒業時に最低限の能力を備えていなくてはならない。ところが、近年の短大保育科学生の基礎的な学力や学習意欲に照らすとそこに不安を抱か

ざるを得ないのである。それでは、なぜ短大生の 基礎的な学力や学習意欲は低下しているのだろう か。それには次のような理由が考えられる。

- ① 高校生の四年制大学志向が強まり、しかも 少子化の中で大学全入といわれる状況が出現 し、四年制大学の合格率が上昇した。
- ② 一部の学生を除き、短大志望者は四年制大 学志望者の下位に位置するため、基礎学力や 学習意欲において問題が見られる。
- ③ 男女雇用機会均等法の施行以来、女性の職 業選択の幅が大きく広がって、以前のように 看護や保育といった分野以外にも進出するよ うになった。その結果、保育者をめざす高校 生が減少しただけでなくレベルが相対的に低 下した(これまでは、意欲のある女性が進め る分野が看護や保育に限定されていたため、 優秀な高校生が集まった)。
- ④ 四年制大学の入学者の相当部分が推薦入学 をしているが、それと並行して短大入学生も 「指定校制度」や推薦制度による入学生が大 半を占めるようになった。そのため、高校時 代に勉強に打ち込む生徒が減少している(勉 強の仕方がわからない学生の増加・短大では 家庭で予習や復習をする習慣が身に付いてい ない学生が大半を占めている)。

こうした学力低下をくいとめるため、都立高校 では2010年度の入学試験から推薦入試の募集枠を 大幅に削減することにしたと報じられている(読 売新聞 2009年11月9日)。筆者が勤務する短大で も、学生確保の観点から10年ほど前に推薦入試を 導入し、その後指定校制度もとりいれた。何れの 制度を取り入れたときも、それまでの学生に比べ ると学力と学習意欲の両面において大きく低下し たと感じている。

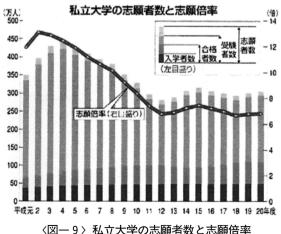
さらに、そのことは就職活動にも如実に表れて いた。推薦制導入前は、求人票に採用の条件とし て「ピアノが得意」と示されていると「何とか頑 張ってみよう」という学生が多く見られたのであ

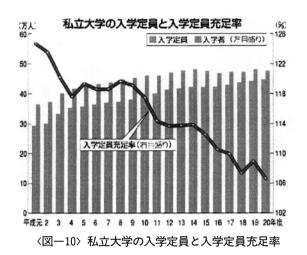
るが、推薦制導入後はそうした条件が示されてい る園を敬遠する傾向が見られるようになり、指定 校制導入後はさらにその傾向が強まった。

大学生や短大生の「学力不足」に関しては、『分 数ができない大学生』(昨4)が出版されてからしば しば話題にされ、さまざまな見解が発表されてい ることは周知のとおりである。大学全入時代を迎 えて、大学に入学する目的も意識も大きく変わっ てきたことは間違いない。また、高校時代にそれ ほど勉強をしていなくても入学できる大学はいく らでもあるのが現状であろう。

大学の偏差値や経営状況によるランクづけ等を 調査掲載する書籍が毎年刊行されているが、そこ にはトップのSAグループ (学部平均偏差値が62 以上)からGグループ(偏差値44未満)まで九段 階に分類されているだけでなく、その下に偏差値 算定不能の大学としてNグループが位置づけられ ている。もちろん、その根拠になっている数値は 大手予備校の模擬試験等の結果であるから、あく までもその数値は参考として受けとめなくてはな らないが、全国の大学の募集人員と大学進学希望 者数がほぼ同じになっている現状では、入学試験 でふるいにかけることができない大学が少なくな い 〈図―9・10〉。

こうした状況から、勉強をしない高校生が多く なっている。神奈川県教育委員会の調査では、県





立高校 2 年生の51%が学校以外で全く勉強をせず、8割以上が一日 1 時間の勉強もしていないという(日経新聞 2006年12月 5 日付け)。このことは、東大の研究グループが実施した全国調査で明らかになった「大学進学者の五人に一人が高校 3 年生の時に家でほとんど勉強せず、二人に一人は勉強時間が 2 時間以下」という結果とも符合するであろう。同調査では、「勉強する層としない層とに二極化している」と指摘している。(#5)

その結果、次のようにも言われている。読売新聞(2005年7月25日付け)に、「私大生・短大生の学力不足、教員6割が痛感」と題して「全国の私立大学・短大の教員の60%強が学生の基礎学力が不足していると感じていることが、文部科学省所管の社団法人〈私立大学情報教育協会〉の調査で分かった」ことが報じられている。6年前の調査に比べて20ポイント以上増えており、学生の学力が急激に低下している実態が、教員の意識調査でも裏付けられた形である。大学・短大の志願者数と募集人員が同じになる「大学全入」時代を2年後に控え、同協会は「入学後の学生に高校段階までの学力を身につけさせる方法を、大学側が真剣に検討しなければならない」と指摘している。

また、上述の「日経新聞」では、「難関大学を目指して猛勉強する生徒は、以前の受験競争以上の 少数激戦を強いられる | とも指摘している。この ような大学進学をとりまく状況の変化を受けて、 短期大学を希望する学生は専門学校を希望する高校生よりも少なくなっている。そのため、基礎学力はもとよりのこと、学習意欲や進学の動機・目的意識に大きな問題を抱えていると言わざるを得ないのである。(#6)

筆者は「国語表現」という授業を担当しているが、「国語はすべての基本」といわれるように、読み書きの能力は基礎的な学力としてきわめて重要である。別なところでも述べたことであるが、20年前の学生が書いたレポートの文章と比較してその差があまりに大きいことに愕然としたことがある。そこでは次のように指摘した。

ロッカーを整理していたところ、たまたま20年前に学生の提出したレポートが出て来た。1年生約100名分で、400字詰め原稿用紙5枚程度の分量である。すべてを読みなおしてみたが、現在の学生に多く見られるような基礎的な間違いをしている文章はまったく見あたらなかった。誤字や当て字は多少あったが、全員が正しい文章を書いていた。

この20年間で何が起こったのかは別の機会に 検証してみたいが、このままでは保育士資格を 取得するための専門科目の内容がどれだけ理解 できるのか疑問になってくる。最近、実習先か ら「実習日誌が書けない」という指摘が多くなっ てきたことも、この問題と関連するのではない だろうか。普通の日本語の文章すら書けないの であるから、実習日誌が書けないことは当然と 言わざるを得ない。いずれにしても、学生の書 いた文章をを読んでいると、このまま保育現場 に出たら「連絡ノート」すら満足に書けないの ではないかと心配になってくる。」(#\*7)

なお、文章表現力を中心にした保育科学生の学力に関してはこれまでに次のような発表を行って きた。

① 「保育者をめざす学生の基礎学力について ~文章表現に見える問題点とその対応~」(全 国保育士養成協議会『第45回研究大会発表論 文集』平成18年9月10日)

- ② 「保育科学生の文章表現に見える問題点 〜学習習慣と基本的生活習慣について〜」(同 『第46回研究大会発表論文集』平成19年9月 14日)
- ③ 「保育者をめざす学生の想像力を高めるための試み ~文章表現に見える問題点を出発点にして~」(同『第47回研究大会発表論文集』 平成20年9月26日)

ところで、レポートが書かれた20年前の学生の生活状況を調査したことがあるので、いくつかの項目と対照してみたい。(i#8)

#### Q新聞は毎日読みますか

			時	:々読む 	訪	まない 
1年	毎日読む	51%		30%		19%
2年		59%		27%		14%
全体		55%		29%		16%

#### Qピアノの練習時間はどれくらいですか

1年		平 日	休 日
	30 分以内	70人(43%)	19人(12%)
	1 時間以内	69人(43%)	73人(45%)
	2 時間以内	19人(12%)	40人(25%)
	3 時間以上	0	7人(4%)
	しない	3人(2%)	22人(14%)

2年 平 日 休日 74人(56%) 33人(25%) 30 分以内 1時間以内 46人(34%) 50人(38%) 8人(6%) 2 時間以内 23人(17%) 2 時間以上 1人(1%) しない 5人(4%) 26人(19%) Qピアノ以外の勉強時間はどれくらいですか

1年		平 日	休 日
	30 分以内	61人(38%)	32人(20%)
	1 時間以内	35人(22%)	33人(20%)
	2 時間以内	10人(6%)	24人(15%)
	3 時間以内	1人(0%)	0
	3 時間以上	0	0
	しない	54人(34%)	72人(45%)

2年		平 日	休 日
	30 分以内	28人(21%)	19人(14%)
	1 時間以内	25人(19%)	25人(19%)
	2 時間以内	7人(5%)	5人(4%)
	3 時間以内	1人(1%)	1人(1%)
	3 時間以上	0	0
	しない	72人(54%)	83人(62%)

#### Q短大と高校時代の勉強時間の比較

	高校時代よ り増えた	変化なし	高校時代よ り減った
1年	7人(4%)	69人(43%)	85人(53%)
2年	4人(3%)	46人(35%)	83人(62%)

その翌年も同様の調査を行ったが、ほとんど同 じような結果が得られている。

## Qピアノを除いた1日の勉強時間はどれくらい ですか

時間	0分	30分	60分	90分	120分	150分
平日	95人 (63%)	24人 (16%)	24人 (16%)	3人(2%)	4人 (3%)	1人 (1%)
休日	113人 (75%)	13人 (9%)	22人 (15%)	1人 (1%)	2人 ( 1%)	0人

平日も休日も 0 分 88人 (58%) 平均時間 平日 20分 休日 14分

Qピアノの練習時間はどれくらいですか

時間	0分	30分	60分	90分	120分	180分
平日	30人 (20%)	66人 (44%)	44人 (29%)	7人 (5%)	3人(2%)	1人(1%)
休日	57人 (38%)	31人 (21%)	41人 (27%)	7人 (5%)	11人 (7%)	4人 (3%)

#### Q高校時代に比べて勉強時間は変わりましたか



大学に入って平日も勉強時間 0 分と回答した 学生 (88人) のうち、高校時代と変わらないもの が32人である。

この結果からも明らかなように、当時の学生の勉強時間が特に多かったわけではないが、基本的な文章表現力はほとんどの学生が身に付けていたのである。推薦入試は行わず入学試験は国語と小論文であったが、定員100人に対して応募者は2倍以上であったことから、ある程度の学力レベルが維持できていたであろうと想像される。

その後の男女雇用機会均等法の制定により、女子高校生の職業意識が変化して、数少ない女子の職場であった保育という位置づけが崩れ、さらに近年の「大学全入」という背景も加わって短大志望者が減少した結果ではないだろうか。

しかし、これではますます短大での保育士養成が困難になってしまうのではないだろうか。こうした状況が続くと、保育現場で子どもや保護者に十分な対応ができる力を持った保育士を養成することが難しくなる。その結果、短大卒業で保育士資格を取得することができても、実際に採用されるケースが少なくなってしまうかもしれない。現行の短大で取得できる「中学校教諭二種免許」と同様に、採用されるケースが稀になってしまいかねない。

すでに昭和41 (1966) 年に全国保母養成協議会

の「資格制度専門委員会」の中間報告に「2級保母、1級保母の序列を確立することが必要である」と記されている(『保母養成資料』第11号 全国保母養成協議会1979)ように、保育士資格にランクづけが実施されるかもしれない(\*ただし、この中間報告では、保母試験合格者を2級保母と称し、2年制の保母養成機関卒業者でも短大・大学を卒業した保育士でも等しく1級保母としている)。現行の制度では短大卒業でも四年制大学卒業でも一律の保育士資格であるが、就学期間が異なるのであるからいずれは序列化を求める声があがることは予測できよう。

保育科学生の文章表現力の低下に関しては、これまでも全国保育士養成協議会の研究大会等で発表してきたが、誤字や当て字にとどまらず、「て・に・を・は」すら正確に表記できない学生が増え、小学生なみの文章力の学生が相当数在学しているという極めて深刻な状況が伺われる。問題は単に文章表現力にとどまらず、『保育所保育指針』で求められている乳幼児や保護者に対する臨機応変な対応ができる保育士をこれからも短大で養成するためにはどのように取り組まなくてはならないかということなのである。

#### 6. おわりに

こうした状況の中で、今後の保育士養成とどのように取り組んだらよいであろうか。おそらく厚労省は保育士養成の中心を四年制大学に移行していくであろうし、医師や看護師と同様に、短大(四大)卒業を国家試験の受験資格と位置づけるであろう。また、教員免許と同様に、短大と四大で取得できる資格にランクづけをすることも検討されるであろう。ただし、これは厚労省の提案というよりも差別化を求める四年制大学から要請されることであろう。

こうした状況から、今後の短大における保育士 養成はきわめて厳しい状況が想像されるのではな いだろうか。その理由は、

- ① すでに触れたように特別な事情(家庭問題・経済的な問題)がないかぎり、今後も四大志向が継続し、短大希望者は減少する。
- ② 希望者の減少は、短大をめざす学習意欲の高い学生が減少することにつながる。
- ③ あまりに低い学力の学生では、学力を向上させようとした最低限の取り組みでさえもドロップアウト(退学)しかねない状況になる。ただし、保育現場では人件費の問題を抱えているため、すべて四年制の卒業生を採用することは難しいという事情もある。

このように、種々の問題が山積しているため、 単純に結論を出すわけにはいかないが、一つの方 向性としては、

- ① 短大としての奨学金を充実させて学習意欲 の高い学生を確保すること (ただ、四大志向 にどれだけ対抗できるかは不明である)。
- ② 四大と短大の併設が学生の質の確保に対する現実的な(四大志向と保育現場の事情の両方に目を向けた)対応ではないか。

いずれにしても、早急に今後の方向性を検討する ことが必要なことは間違いない。

- (注1)『保母養成資料』第11号 1979年1月 3ページ
- (注2) 同上書 23ページ
- (注3)『会報 保母養成』 平成5年3月
- (注4) 岡部・戸瀬・西村 東洋経済新報社 1999年6月
- (注 5) 拙稿「保育者をめざす学生の基礎学力と生活習慣 ~文章表現に見える問題点を中心に~」(『育英短期大学研究紀要』第25号 2008年 2 月)。
- (注6) このような状況に対し、本稿校正中に『名ばかり 大学生』(河本敏浩著・光文社新書)という本が出版され た。そこには、

「現在、日本の大学制度は世界でも類を見ない不思議な境地に達しようとしている。大学生とは名ばかりの学生を大量に排出し、卒業させている事態がそれである。 勉強をしない高校生は世界中にたくさん存在している。また、勉強せずに大学に入ることが許されている

者も世界中にはたくさん存在している。しかし、学ばない、基礎学力がない、といった状況を高校まで放置し、かつ大学への入学を許し、さらに卒業までさせている国は、おそらく日本だけである」(4ページ)と書かれている。

著者の河本氏は進学塾の講師という立場で、大学生が 勉強をしない理由を教育制度や日本人の価値観等、さま ざまな視点から興味深い見解を述べている。今後の対応 の参考になるので、そのいくつかを紹介しておこう。

「日本の高校生は、大学受験こそが勉強の最大の動機づけとなっているので、全国模試を受け、自分の位置がそれほど高くないと思い知ったとき、さらに勉強を試みても偏差値70などに到達できるはずがないと悟ったとき、〈そこそこでいい〉〈AOでいい〉〈推薦でいい〉と考えるようになる。これは極めて自然なことである」(130ページ)

「センター試験ランキング下位の県は、地元の国立をあ きらめて、なおかつ地元にとどまろうと考えた瞬間、 私大進学の選択肢がないところばかりである。つまり 地方の高校では、地区を代表する一番手の高校に属す る高校生にしか、勉強をする根拠がないのである。1980 年代までならば、大学進学者自体が少数派だったため に、このことはまったく問題視されなかった。また、 1990年代以前の高校ならば、学校推薦による高卒就職 が一般的であったため、学力下位の高校生でも辛うじ て勉強する意義は保たれていた。しかし、高卒就職は 求人が激減し、特に地方の疲弊は甚だしい。それなら ばと、無理をして大学進学を志すとしても、全国模試 を一度受ければ、自分の学力の位置は実感できる。自 分の成績が中位以下ならば、選択肢は極めて限られる。 東京の私立は金銭的に無理、まして国立など、人生に 大きなメリットを及ぼすほどの学歴には手が届かな い、となれば勉強の意義は極めて低くなる。高校を普 通の成績で卒業し、地元の私立大学や専門学校に入学 すればいい、と思った瞬間、日本の現行の教育制度に おいては勉強の熱など冷めて当然なのだ」(144ページ) 河本氏はこのように述べているが、高校生の意識がこ うした分析どおりなら、短期大学に入学を希望する学生 の学力や学習意欲を高めることは極めて困難と言わざる を得ない。

また、読売新聞は2010年1月3日から「学力考」という連載企画を開始したが、1回目の紙面には戦後教育の

流れを図示するとともに高校入試で学力試験重視へ見直しをする13の都県の変更点が示されている。そして、第3回目では大学生の学力低下の深刻さを取り上げている。そこには「学力試験で意欲や個性は測れないとのかけ声で、推薦入試や学力を問わないAO(アドミッション・オフィス)入試が盛んに導入され、一般入試で私立大に入った学生は07年に5割を切った。AO入試などの合格者は、入学後も一般入試合格者より平均して成績が低い、という調査結果もある。入試改革が裏目に出た格好だ」と記され、さらに、「09年、私立大5校が10年度からの募集停止を決めた。高校での学力保証が困難になり、大学も学生確保に走って入試のハードルをさげた。だが、研究や就職で成果が出なければ存在意義を問われる。数だけでなく学力をどう確保するか。〈学問の府〉大学が抱える最大の課題だ」(1月5日付け)と指摘している。

この指摘を保育科に当てはめると、保育現場でしっか

りとした仕事ができる「保育の専門家」を送り出すこと ができなければ、短大の卒業生は相手にされなくなるで あろうし、それは同時に高校生の短大離れをますます加 速することにつながるであろう。

いずれにしても日本における「大学」そのものの位置づけや高校生(保護者を含めた)の進学観などの「構造的なゆがみ」の中で、短期大学が厳しい状況におかれていることは否定できない。

(注7) 拙稿「文章表現力からみた保育士養成の問題点 〜短大生の学習意欲と基礎学力を中心に〜」(『全国保育 士養成協議会 第48回研究大会 発表論文集』平成21年 9月)

(注 8) 拙稿「保育科学生の家庭生活の実態について ~人間形成の基層部分における問題点~」(『育英短期大 学研究紀要』第6号 1988年)

> [2009年11月11日 受付] [2009年12月17日 受理]